

第十六回国会
衆議院

農林委員会通商産業委員会連合審査会議録第一号

昭和二十八年七月三十一日（金曜日）

午後二時四十三分開議

出席委員

農林委員会

委員長 井出一太郎君

理事 足立 篤郎君 理事 綱島 正興君

理事 平野 三郎君 理事 金子 重郎君

理事 足鹿 賢君 理事 安藤 寛君

理事 三郎君 小枝 一雄君

佐藤 善一郎君 福田 喜東君

松岡 俊三君 松野 頼三君

加藤 高藏君 吉川 久衛君

井谷 正吉君 芳賀 貢君

川俣 清吉君 中澤 茂一君

久保田 豊君

通商産業委員会

委員長 大西 貞夫君

理事 福田 一君 理事 中村 幸八君

理事 永井 勝次郎君 理事 伊藤 四郎君

理事 首藤 新八君 小川 平二君

田中 龍夫君 佐本 一雄君

加藤 清二君 齋木 重一君

井上 良二君 始関 伊平君

出席國務大臣

農林大臣 保利 茂君

出席政府委員

（逓信府事務官） 岩武 照彦君

（逓信府事務官） 小倉 武一君

（逓信府事務官） 古池 信三君

（逓信府事務官） 中村 辰五郎君

（逓信府事務官） 柿手 操六君

（逓信府事務官） 肥料部長

（逓信府事務官） 肥料部長

（逓信府事務官） 肥料部長

（逓信府事務官） 肥料部長

（逓信府事務官） 肥料部長

（逓信府事務官） 肥料部長

（逓信府事務官） 肥料部長

（逓信府事務官） 肥料部長

委員外の出席者

農林委員 難波 理平君

農林委員 岩隈 博君

農林委員 藤井 信君

農林委員 谷崎 明君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

農林委員 越田 清七君

第二条 この法律において「硫安」とは、硫酸アンモニア及び政令で定めるその他のアンモニア系窒素肥料をいう。

2 この法律において「肥料年度」とは、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。

（硫安の需給計画）

第三条 農林大臣及び通商産業大臣は、硫安需給計画の意見を聞いて、毎肥料年度の開始前に、当該肥料年度における硫安の需給計画を定めなければならない。

2 前項の需給計画に定める事項は、次の通りとする。

一 前年度からの繰越数量

二 生産見込数量

三 国内消費見込数量

四 需給調整用としての保留数量

五 輸出見込数量

六 生産業者の翌年度への繰越在庫見込数量

3 前項第三号の国内消費見込数量は、政令の定めるところにより、国内消費実績の推定量と農業生産の事情とを勘案して定める。

4 第二項第四号の保留数量は、硫安の需給の調整のため必要な数量とし、同項第三号の国内消費見込数量の一割を基準とし、硫安の需給事情を勘案して定める。

5 第二項第五号の輸出見込数量及び同項第六号の繰越在庫見込数量は、その合計が、同項第一号及び第二号の合計数量から同項第三号

及び第四号の合計数量を差し引いて得た数量となるように定める。

6 農林大臣及び通商産業大臣は、第一項の需給計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四条 農林大臣及び通商産業大臣は、硫安の生産条件、需給状況その他経済事情の変動のため特に必要があるとき、硫安需給計画の意見を聞いて、前条第一項の需給計画を変更することができる。

2 農林大臣及び通商産業大臣は、前項の規定により前条第一項の需給計画を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公表しなければならない。

（保管団体による硫安の買取、保管等）

第五条 農林大臣は、硫安の需給の調整を図るため、その指定する団体（以下「保管団体」という。）に対し、政令の定めるところにより、硫安の生産業者からその生産した硫安を買取すべき旨を指示するものとする。

2 前項の規定による保管団体の指定は、当該団体の申出によつて行うものとする。

3 保管団体は、第一項の指示を受けたときは、その指示に従つて硫安を買い取らなければならない。

4 農林大臣は、保管団体が前項の規定による買取の結果保有する硫安の数量の合計が第三項第二項第四号の保留数量に相当する数量になるように、第一項の指示をするものとする。

第六条 保管団体は、前条第三項の規定により買い取つた硫安を農林大臣の指示するところに従つて保管しなければならない。

2 保管団体は、農林大臣の指示によるのでなければ、前項の規定により保管する硫安を譲渡し、又は消費してはならない。

3 農林大臣は、前項の指示をするには、あらかじめ、硫安需給計画の意見を聞かなければならない。

（保管団体の区分経理）

第七条 保管団体は、第五項第三項の規定による硫安の買取並びに前条の規定による硫安の保管及び処分業務については、政令の定めるところにより、毎肥料年度、他の業務と会計を区分して経理しなければならない。

（欠損の補てん）

第八条 前条の規定により他の業務と区分して経理される会計に、毎肥料年度末において政令で定める事由により欠損を生じたときは、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その欠損金額に相当する金額を当該団体に補助し、当該会計の欠損を補てんするものとする。

（生産業者に対する譲渡の指示）

第九条 農林大臣及び通商産業大臣

は、硫安の需給の調整を図るため
必要があると認めるときは、硫安
審議会の意見を聞いて、硫安の生
産業者に対し、その在庫状況、出
荷能力等を勘案して、硫安を譲渡
すべき旨の指示をすることができ
る。

2 前項の規定による指示は、次条
第一項の規定により承認を受けた
買入計画による買入に支障を及ぼ
すものであつてはならない。
(日本硫安輸出株式会社買入計
画の承認)

第十条 日本硫安輸出株式会社は、
第三條第二項第五号の輸出見込數
量の範圍内で、硫安の買入計画を
定め、通商産業大臣の承認を受け
なければならぬ。

2 通商産業大臣は、前項の承認を
しようとするときは、農林大臣の
同意を得なければならぬ。
(生産業者販売価格)

第十一条 農林大臣及び通商産業大
臣は、硫安の価格の安定を図るた
め必要があると認めるときは、硫
安審議会の意見を聞いて、硫安の
生産業者の販売価格につき、その
最高額を定めることができる。

2 前項の販売価格の最高額は、政
令の定めるところにより、生産費
を基準とし、農産物価格その他の
経済事情を参しやくして定める。

3 第一項の規定による販売価格の
最高額の定は、告示をもつてしな
ければならない。

第十二条 前条第一項の規定により
販売価格の最高額が定められたと
きは、硫安の生産業者は、その額

をこえる価格による硫安の販売の
契約をし、又は対価の受領をして
はならない。

2 前条第一項の規定により販売価
格の最高額が定められたときは、
何人も、その額をこえる価格によ
る生産業者からの硫安の購入の契
約をし、又は生産業者への対価の
支払をしてはならない。

3 前二項の規定は、政令の定め
るところにより、農林大臣及び通商
産業大臣の許可を受けたときは、
適用しない。

(報告及び検査)

第十三条 農林大臣及び通商産業大
臣は、硫安の生産費その他硫安の
需給の調整及び価格の安定に関し
必要な事項を調査するため必要が
あるときは、硫安の生産業者又は
販売業者に対し、政令の定めると
ころにより、必要な事項の報告を
求めることができる。

2 農林大臣及び通商産業大臣は、
硫安の生産費を調査するため必要
があるときは、その職員に硫安の
生産業者の事務所、工場又は倉庫
に立ち入らせ、その帳簿書類その
他業務に係る物件を検査させら
れることができる。

3 農林大臣は、この法律の施行に
必要な限度において、保管団体か
らその業務の状況に関する報告を
徴し、又はその職員に保管団体の
事務所若しくは倉庫に立ち入ら
せ、その帳簿書類その他業務に関
係のある物件を検査させることが
できる。

4 第二項又は前項の規定により立

入検査をする職員は、その身分を
証する証書を携帯し、関係人にこ
れを呈示しなければならない。

5 第二項又は第三項の規定による
立入検査の権限は、犯罪捜査のた
めに認められたものと解してはな
らない。

(硫安審議会)

第十四条 経済審議庁に、硫安審議
会(以下「審議会」という。)を置
く。

2 審議会は、関係各大臣の諮問に
応じ、硫安の需給の調整及び価格
の安定に関する重要な事項につ
いて調査審議する。

3 審議会は、硫安の需給の調整及
び価格の安定に関する重要な事項
について関係各大臣に建議するこ
とができる。

第十五条 審議会は、委員九人以内
で組織する。

2 委員は、左に掲げる者につき、
内閣総理大臣が任命する。

一 硫安の生産業者を代表する者
二人以内

二 硫安の販売業者を代表する者
三人以内

三 硫安の消費者を代表する者
二人以内

四 学識経験のある者
二人以内

3 審議会に会長を置く。

4 会長は、委員のうちから互選す
る。

5 会長は、会務を総理し、審議会
を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長
があらかじめ指定したものがその

職務を代行する。
7 委員は、非常勤とする。
8 前各項に定めるものの外、審議
会の組織及び運営に関し必要な事
項は、政令で定める。

(罰則)

第十六条 第十二條第一項又は第二
項の規定に違反して、契約をし、
又は対価の受領若しくは支払をし
た者は、一年以下の懲役若しくは
十万円以下の罰金に処し、又はこ
れを併科する。

第十七条 左の各号の一に該当する
者は、三万円以下の罰金に処す
る。

一 第六條第二項の規定に違反し
て、譲渡し、又は消費した者

二 第十三條第一項又は第三項の
規定による報告をせず、又は虚
偽の報告をした者

三 第十三條第二項又は第三項の
規定による検査を拒み、妨げ、
又は忌避した者

第十八條 法人の代表者又は法人若
しくは人の代理人、使用人その他
の従業者が、その法人又は人の業
務に関し、前二條の違反行為をし
たときは、行為者を罰する外、そ
の法人又は人に対して、各本條の
罰金を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の
日から起算して四月をこえない範
圍内において政令で定める。

2 この法律は、昭和三十三年七月
三十一日限り、その効力を失う。
但し、その時までにした行為に対
する罰則の適用並びにその時まで
に保管団体が行つた硫安の買取、

保管及び処分業務の結果第七條
の規定により他の業務と区分して
経理する会計に生じた欠損又は残
余財産についての第八條又は附則
第四項の規定の適用については、
この法律は、その時以後も、なお
その効力を有する。

3 昭和二十八年においては、第三
條第一項の需給計画は、同項の規
定にかかわらず、政令で定める期
日までに定めれば足りる。

4 附則第二項の規定によりこの法
律が効力を失つた場合において、
保管団体が第七條の規定により他
の業務と区分して経理する会計に
清算の結果残余財産があるときは
は、政府は、政令の定めるところ
により、当該保管団体に対し当該
残余財産の全部又は一部に相当す
る金額を国庫に納付すべきことを
命ずることができる。

5 農林省設置法(昭和二十四年法
律第五十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第八條第一項第六号中「肥料の
生産に関すること」を「肥料の生
産に関することと次号に掲げるも
の以外のもの」に改め、同号の次
に次の一号を加える。
六の二 臨時硫安需給安定法(昭
和二十八年法律第 号)に
基づく硫酸アンモニアその他アン
モニア系窒素肥料の生産業者の
販売価格の決定及び生産費の調
査に関すること。

6 経済審議庁設置法(昭和二十七
年法律第二百六十三号)の一部を
次のように改正する。
第十一條を次のように改める。

(附屬機関)
第一条 左の表の上欄に掲げる機関は、本庁の附屬機関として置かれるものとし、その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
経済審議会	内閣総理大臣の諮問に依り、経済に関する重要な政策、計画等につき調査審議すること。
硫安審議会	関係各大臣の諮問に依り、硫酸アンモニアその他アンモニア系窒素肥料に関する重要事項につき調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法案
硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法

(目的)
第一条 この法律は、硫安工業の合理化を促進し、及び硫安の輸出を調整することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「硫安」とは、硫酸アンモニア及び政令で定めるその他のアンモニア系窒素肥料をいう。

(硫安工業の合理化)
第三条 通商産業大臣は、硫安工業の合理化を促進するため必要があると認めるときは、硫安審議会の意見を聞いて、硫安の生産業者に對し、生産設備及び技術の近代化、企業形態の改善その他の措置を講ずべき旨を勧告することができる。

第一類第九号(附屬の五) 農林委員会通商産業委員会連合審査會議録第一号

第四条 政府は、必要があると認めるときは、硫安の生産業者に對し、硫安工業の合理化を促進するため必要な資金について、融通のあつたその他適切な措置を講ずるものとする。

(日本硫安輸出株式会社)
第五条 日本硫安輸出株式会社(以下「会社」という。)は、硫安の輸出に関する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

(事業の範囲)
第六条 会社は、左の業務を営むものとする。

- 一 輸出入の硫安の譲受
- 二 硫安の輸出
- 三 輸出入者に対する輸出入の硫安の譲渡
- 四 前三号の業務に附帯する業務

2 前項第一号の硫安の譲受は、臨時硫安需給安定法(昭和二十八年法律第 号)第十条第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けた買入計画に従つて行ふものとする。

(商号の使用制限)
第七条 会社以外の者は、その商号

中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用してはならない。

(定款の変更等)
第八条 会社の定款の変更、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(監督)
第九条 通商産業大臣は、公共の福祉を確保するため特に必要があると認めるときは、会社に對し、業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)
第十条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の事務所若しくは倉庫に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人に呈示しなければならぬ。

2 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(輸出の制限)
第十一条 会社以外の者は、会社から譲り受けたものでなければ、硫安を輸出してはならない。

(流用の禁止)
第十二条 輸出する目的で会社から硫安を譲り受けた者は、当該硫安を輸出以外の用に供してはならない。但し、会社に譲渡する場合、この限りでない。

(協定の認可)

第十三条 硫安の生産業者は、臨時硫安需給安定法第十条第一項の承認があつた後において、通商産業大臣の認可を受けて、会社に譲渡すべき数量又はその取引条件について協定を締結することが出来る。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その協定の内容が不当に差別的であると認めるときは、認可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
第十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、会社の行つた正当な行為及び硫安の生産業者が前条第一項の認可を受けてする行為には、適用しない。但し、不正な取引方法については、この限りでない。

(罰則)
第十五条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の規定に違反して硫安を輸出した者
- 二 第十二条の規定に違反して硫安を輸出以外に供した者

第十六条 第九条の規定による命令に違反し、又は第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合においては、その違反行為をした会社の代表

者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第十七条 第十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金を科する。

第十九条 第七条の規定に違反して商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、昭和三十三年七月三十一日又は会社の解散の時のいずれか早い時に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に對する罰則の適用については、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。
- 3 この法律の施行の際現に硫安の輸出の契約を締結している者は、第十一条の規定にかかわらず、輸出することを妨げない。
- 4 通商産業大臣は、発起人を指定して、会社の設立に関する事務を処理させる。

5 発起人は、定款を作成して通商産業大臣の認可を受けなければならない。

6 発起人は、設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

7 この法律の施行の際現にその商号中に日本硫安輸出株式会社という文字を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその商号を変更しなければならない。

8 第七条の規定は、前項の期間内は、前項に規定する者には、適用しない。

○井出委員長 質疑は理事会の申合せによりまして、農林、通産委員交互に行うこととし、本日のところはお一人当り三十分の限度においていたしたいと思ひますので、この点御了承の上簡潔にお願いいたします。まず足立篤郎君。

○足立委員 質疑に入ります前に、次会の連合審査会までに通産当局から資料をいただきたいと存じますので、私の希望を申し上げておきます。終戦時における国内の硫安の製造能力は、工場別にどのような状態にあったか、またその当時の各工場別の生産費はどの程度であったか。なおその後今日まで各工場の合理化が促進されて来たものでありますが、その合理化促進の過程はどのような状態にあるか、この状態につきまして、わかつておるだけお知らせをいただきたいと思ひます。特に工場別の、合理化のために投下された資本の額、なおまた、その投下された資本によつてどのように工場施設が合理

化され、増産能力を發揮しつつあるか、投下資本に対する増産能力の發揮の状況、なおその結果コストがどの程度現在引下げられて来ておるか、こういった点は、貨幣価値が違いますので、物価指数等をかけ合せて試算をしていただいて、参考に供していただきたいと思ひます。なお投下された資本のうち、政府があつせしたものはどの程度あるか、なおまた統制経済当時、通産省がもつぱら所管されて補給金を出しておつたのでありますが、この実態と結果はどうなつておるかという点につきま

とめて、この法案審議の必要上、ぜひともいただきたいと存じますので、まずもつてお願いをいたしておきます。次回の連合審査会は、ただいまの理事会の予定では、来週の火曜日というところでございますが、それまでに今私が申し上げた資料を提出していただければどうか、その点御所見を伺いたしたいと思います。

○古池政府委員 ただいま御要求になりました資料は、さつそく歸りまして、できる限り整えて提出をいたしたいと考えます。

○足立委員 次に質問に入りますが、現在世界中でもおける硫安の輸出国と目される国々における硫安の生産費は、ドル換算でどのようになつておりますか。また東洋市場で今日日本と争つております西ドイツの実態についてお調べになつたことがあるか、特に伺いたいのは、西ドイツが東洋市場確保のために、特にダンピングを行つておる形跡があるかどうかという点につきまして、通産御当局の御答弁を願ひたい

と思ひます。

○中村(辰)政府委員 お答えいたしました。西独におきまして硫安の生産コストでございますが、これは生産コスト自体は、先般通産省の係員がドイツに出張いたしました場合に、すみやかに調査をお願いいたしました。コストについてはお話できないというところをきつて断られたような事情もございまして、また生産コストにつきましても、権威ある出版物その他も入手できない事情でございまして、明確に西独のコストを判定することは困難でございますが、私どもの入手いたしました考え方としては、大体西独の国内で販売されております価格をもとにいたしまして考慮いたしておるものでございます。大体国内で四十五ドルから五十ドルの範囲で動いておる、こう考へてゐるのではないかと見ております。最近では四十五ドルを割ると見ていいのではないかと思ひます。ただ西独の硫安コストと日本とを比較いたします場合に、コストの差違がどういふ点に強く現れておるかという資料をいたしまして、調べたものをちよつと申し上げておきたいと思ひます。

実は石炭について申し上げることが、一番適當かと考えます。石炭につきましては、先般のシューマン・プランの発足以来、ドイツではトン当り大体四千三百八十円、これはコークス原料炭でございまして、以前はもう少し低かつたように承知しておりました。が、最近の調べによりましてといたしまして申し上げさせていただきます。ポイター炭につきましてはドイツは日本と情勢を異にしておりまして、ドイツでは褐炭を利用いたしております。こ

の褐炭の価格は大体二千円見当と考へられます。コークスは六千九百円程度でございます。これに對しまして日本の石炭価格を考へますと、精結炭で七千二百円見当が現状かと考へられます。コークスは大体一万円と考へてよろしいかと思ひます。この石炭の価格の相違がコストの重要な因子をなしております関係もございまして、私は西独の今日東洋に参つて売られておる価格が、この価格の差から見ましてはたしてダンピングであるかどうかというところを考へる場合に、国内価格の四十五ドルを前提といたしまして、船運賃を考慮した価格を考へますと、簡単にダンピングであるというぐあい結論を下し得ないのじやないか。やはりコストには相當安原因が伏在しておる、こゝういふふうに考へます。

○足立委員 私は今國際価格と国内価格の差異を生ずる根本的原因について第二問に伺おうと思つておりましたところ、その一部分をお答えなされたのであります。石炭についての差異は了承いたしました。が、電気その他の原料につきましておわかりになつてい

る点がありまして、なるべく詳しくお知らせいただきたいと思ひます。

では、ただいま申し上げました英國並とお考へ願ひたいと思ひます。なおここに付言いたしますが、日本の大口電力の二四八十三銭と申しますのは、將來の電源開拓とか、そゝういつたようなものについての要素を織り込んだものではございせん。現状のものであります。

○足立委員 そうしますと、電力については國際基準よりも日本の方が安いと見ていいのであります。

○中村(辰)政府委員 現状では安いと考へてよろしいのであります。

○足立委員 過日私も農林委員会の肥料に関する小委員会に提出されました資料を拜見いたしますと、電解法による場合とガス法による場合との比較が出ておりました。その説明によると、電解法による方がコストとしては安いのであるけれども、繰返しといひますか、間接経費の面が、フルに運轉してないために割高になつて、現状においてはガス法よりもかゝつて結果が高くなつて来ているという説明で、私もどうしても非常に奇異の感に打たれたのであります。ただいま通産御当局の説明を伺つても、石炭は国内においてははるかに國際価格を上まわつておる、電解においては逆にはるかに安いという結果になつておるわけでありまして、こゝういつた根本的な事情があるにもかかわらず、私も過日拝見をしたコストの内容につきまして、電解による工場の出されたコストというものの、特に間接費の關係等を現状におきまして、通産御当局は妥當なりとお認めになるのであります。その辺の御所見を伺ひたいと思ひます。

○中村(辰)政府委員 御指摘の点につ

きましては、第一には電解の操業度、ガス法の操業度の差が、ガス法については現在においては大体九〇%を越えるような情勢であります。電解法については六〇%以下でございます。これは年間を通じての数字でございます。そういう操業度の差異が間接費その他に影響いたしまして、電解法が御指摘のようにコークス法に比して不利だということに数字が出ておる一つの理由と考えられるのであります。しかし先般肥料対策委員会に出ましたコストにつきましては、通産省といたしましてはこれが具体的な内容の検討という点に立ち至りますと、究極には価格の強制調査というようにお考えをいたしました。と、権威あるお答えを拝見いたしました。かねての通り、本国会に需給安定法を提案いたしました一つの重点は、この価格調査権を確立するということにあるのであります。その点を一応申し添えさせていただきます。と思ひます。

○足立委員 私はいくつ技術的方面はしろうとでございますので、この機会に、多年この方面に携つて来られた通産当局にはつきりした御見解を承つておきたいと思ひのであります。この電解法とガス法の問題であります。が、かりに双方がフルに運転をして、そして原材料が正常価格であるという場合、つまり電力と石炭との価格のバランスが正常な状態に置かれておるといふ状態を仮定してみた場合に、この電解法によるのと、ガス法によるのとコストはどのように違ふべきでしようか。何パーセントくらいか。差異があつてしかるべきものであるかという御見解を承りたい。

○榊手政府委員 その問題は、電解法とガス法とのそれらの原材料費のところを比較すると、現在の電力と現在の石炭、コークスの価格においてどのくらいの差異が一応わかると思ひのであります。固定費の方ではそういう操業度において非常に左右されるのであります。原材料費のところではむしろ操業度によつて原単位の非常に異なる場合と悪い場合とありますけれども、概算的な観察としては、原材料費のトソの相違が現在の原材料の物価の状況においては大体比較できると思ひのであります。それでこの前の春の肥料対策委員会に、肥料の十四社の電解法とガス法との平均コストのデータを提出されておるのであります。それによりまして、電解法の工場の平均原材料費は一万二千二百十二円でありまして、ガス法の原材料費は平均一万四千四百五十八円でありまして、従ひまして二千三百四十六円ばかりガス法の方が原材料が高い。操業度がおおむね同じであれば、まず二千数百円はガス法の方が高いと、大体大ざつぱに推定してよろしいのではないかと、かように考えます。

○足立委員 国内で今できております電解法によつてできるものと、ガス法によつてできるものとの割合はどうなつておりますか、また外国ではどのような事情になつておりますか。

○榊手政府委員 現在の日本の電解法とガス法との能力の比は、大体七五%はガス法で、二五%が電解法というふうになり大ざつぱではあります。が、なつております。外国の場合は電解法は少いので、少ないかと思ひます。詳しいパーセントはわかりません。

○足立委員 西ドイツは……。

○榊手政府委員 西ドイツはガス法の方が多くて、電解法の方が少ないと思ひます。

○足立委員 ただいま電解法とガス法との現状におけるコストの開きというものは二千数百円だという御説明でございますが、これはやはり操業度というものが非常に影響して来ますので、私がさつき申し上げた仮定の上に立つて、大ざつぱに、専門家の立場であつた方がどれくらいと、パーセントでけつこうですか。一割あるいは二割電解法の方が安いのだという試算をなさつたことがあります。常識的にどのくらいを推したらいんだというふうな研究をなさつたことがあります。

○榊手政府委員 それは電力その他電解法と石炭法との原材料の単価の変動で、それは想定すれば計算できます。が、今お尋ねのようなことは試算したことはないのであります。が、今の物価の状況におきましては、大体御説明申し上げましたように、一割程度は安いというふうに考えております。

○足立委員 私の伺ひたいのは、ただ現状を伺つておるのではなくて、合理化促進の法案が出ておりますから、今後合理化をするんだ。それには技術的に見通しなしに、ただ合理化を叫んでもしようがありません。西欧諸国と対抗できるような安いコストをつくるためには、石炭は非常に高い。そうすると補助金でもつけない限りは安い価格の電解法ができないということ、手を上げてしまふわけでありまして、これら、電解法に切りかえてやれば、これだけコストが安くなるのだという指針なしに合理化の促進はできないと思ひます。同つておるのです。そういう趣旨でお答えをいただきたい。

○中村(辰)政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。これは御質問にもございましたように、一つの仮定を前提といたしまして、実は国産価格との競争の問題を片づけるには、政府はいかなる施策をしたらいいかという根本問題でございますが、これを一つ計画としまして数字的に申し上げるにすれば、これはただいま申し上げたように、現実はどう動くかということとやや遊離する点もあるかと思ひますが、お聞きとり願ひたいと思ひます。電安工業のコスト低下の第一問題としましては、電安工業それ自体の合理化をまずやりたい、こういうことを考えまして、昭和二十八年年度を第一年度といたしまして、向う五箇年間に、特に最初の三年間に設備投資に集中をいたしました。効果をできるだけ早く出したという意味合いで考えておるわけでありまして、この財政投資の目標といたしましては、資金効率のいいものを選びまして、大体設備の総額として百六十億を考へます。財政投資は大体開帳に依存するのが政府の現在の方針でございますので、このうち五〇%程度を開帳融資に期待いたしましたと思ひます。この計画を推進して、結論にはどの程度に下るかと思ひます。と、一トンに対して二千四百四程の値下がりを持てる。五箇年投資でありますから、完全には六年目に出るわけですが、六年目の数字で申し上げますと、二千五百二十八円、かます当り九十五円程度下る、こういう考

え方でありまして。それから石炭の値下りの問題ですが、これはただいま申しましたドイツのものとの日本のものとを比較いたしました。それは根本的にドイツ並に石炭価格はできないと思ひます。それで通産省の事務当局では、縦横開帳工事及び機械化ということを考えておりますが、これによりまして、石炭の価格は大体二割下るといふふうに想定しております。これを電安の方に考へて参りますと、大体千六百六十五円程度下るのではないかと考えられます。なお電力の問題でございますが、電力による操業度の上昇をどの程度に考慮するかという一つの仮定をいれなければなりません。が、大体現在コークス法の操業度は九〇%前後であります。これを技術的に最大限度行くとして、九八%でガス法を持つて参るという想定をいたします。それから電解法の問題であります。が、今後の電源開発が大体ダム式を中心とした開帳計画でありますので、その点から申しますと、電解法の操業は、今日よりも相当有利になるのではないかと考えます。しかし、そういう電源開発を前提といたしまして、操業度と申すものは、年間を平均いたしますと、大体七五%程度が適当ではないかと。こういう二つの前提をとりまして、生産額は二百八十五、六トンになる。量のふえることも一つの前提にいたしますが、同時に電力料金今後の開発のために相当割高になりますので、これを全電力量に配分いたしました。値上りが五年の後は大体二五%程度料金の上昇にはないかと考へまして、操業度の上昇による利益が電力料金の今申しました程度

国の重要な産業として、一面輸出産業としてこれを正常に発達せしめ、一面食糧増産の重要な一部として肥料生産を健全に発達せしめなければならぬといふ。こういう企業の内容において、二つの異なつた性格のものを一つの企業

の中で調和させて行く、また国内的、国際的のろ／＼な諸情勢、そういう客観的な条件の相反したものを一つの企業の中で、あるいは配給の中で調整して行くというところに今回の問題の重点があるところであるわけですが、これに対して農林大臣はどのようにお考えになつておられるか、承りたいと存じます。

○保利國務大臣 御質問の御趣意が私には的確に捕捉できませんが、肥料問題をどういふ線で解決をして行こうと私も考えているかというのを申し上げたいと思ひます。

御承知のように、戦争によつて肥料工場というが、非常な打撃を受けて、ほとんど荒廢状態に陥つてゐる食糧増産の音が非常にやかましい。要請が強い、肥料工場はやられて肥料はない。それにこたえて、終戦後の肥料課税として硫酸百万トンの増産、百五十万トンの増産というのを目標として、

「それはわかつてゐる」と呼ぶ者あり」ところが内需に耐え得る数量をいつの間にか突破して、二百万トンという大きな生産が上るようになった。ところが内需をオーバーするような生産ができるようになったときには、全体の国際価格に非常な立ちおくれが来て、内需だけで事が済んでゐるときはそう大した関心を呼び起す問題ではなかつたわけですが、事一たび外へ出て、国際競争において非常な低位に立つて来て、そこで数量よりも合理化、価格の問題はどうかというところから、問題が非常にやかましくなつて来た。お話のように、外に對しては出血輸出をして、内需に對してはその損失を転嫁せしめておるじやないか

という疑いすら起させるようになって、今度そういう上から行きまして、政府としまして、硫酸肥料はどこでも第一に内需に應ずるといふ趣意の上から、かなり国家的助成を今日まで払つて来ておる。従つて内需を確保するというところはこれはもう當然のことであります。しかしそれが国際価格に比して今日非常に割高になつておる。この矛盾を一体どう解決して行くか。しかも相當の生産力を持ち得るようになっておるのを、それじやもう一ぺん内需の線をやめておくか、こういうわけにはむろん参らない。日本の産業構造の上から行きますと、とにかく肥料工業の持つ前途というものは、資源的に見ましても非常に有望な、また東洋の農業方面の肥料の需要からいへば、日本の肥料工業がこれを受けて立つてくるところにならなければならぬ。この両様のところに、できるだけ早い時期に割切つた案に持つて行きたいというのが、今回の肥料法案を提出したゆゑんであります。従つて一面におきましては内需に對する数量と、価格の安定を確保しつつ、外に對しては、むしろこれは内需との関係におきましても、そうでありませうけれども、できるだけ大急ぎで合理化を促進して、そうして輸出の面においても競争力に耐え得るようなところに持つて行きたい、こういうねらいの上に実は立てたのであります。

○永井委員 大臣は私の質問が悪かつたのかもしれませんが、正しく把握してゐない。日本の肥料は、明治十七年に生産し始めてずっと時代々々によつてゐる／＼変遷をして来ておりますが、常に政府の助成のもとに振舞されて今日の大をなして来ている。ことに終戦後においては傾斜生産で、特に重点を置いて何したために復旧が早かつた。肥料問題は今日突如として――大臣が今言ふように出血輸出というやうな形で、あるいは国内需要を止まつた生産を持つて来たから、こういう問題が突如として起つたものではなく、肥料の問題というものは幾たびか対立の経過をたどつて今日まで来ておるのであります。農民とメーカーと中間にはさまたつた商人との利害衝突、それを中心とした政治的な取引、議會におけるそれだけの時代のいろ／＼な力関係で、あるいは法律の問題となり、あるいは経済的な問題となり、いろ／＼な変遷をして今日まで参つております。私は、私は大臣の説明をお聞するまでもなく承知しておるのであります。そういうふうに肥料の問題は、常に農民とメーカーと商人との利害の衝突の繰返しの繰り返しで、政治的な力と結びついて、メーカーが常に農民を抑へつけて来た、農民を搾取して来たのが肥料の今日までの歴史なのである。そういう歴史を背景として今日この肥料の問題というものが起つて来た。今度の肥料問題の特殊性は何かというところ、出血輸出という問題で、その出血輸出を国内の農民に転嫁してゐるという問題である。従つて今度のこの肥料問題に對する対策としては、この農民に對する転嫁という問題の解決と、歴史的に長い間変遷して来た多年にわたる農民搾取の事実を――一面は輸出産業であり、一面は国内の需要である、しかも食糧増産というものは終戦後における、また国際情勢がこういうふうになつて来た現在の段階においては至上命令である。こう

いうところで特に国内の需要の面における肥料の対策を確立して行かなければならぬ。この問題にこたえるのが今度の対策であるとは考へるのであります。その意味において、今度のこの二つの法案というものは、この肥料問題の解決に要請している条件に適應するかどうか、その条件を満すものであるかどうか、こういうことを大臣に伺つておるのであります。

○保利國務大臣 その二つの要請におこたえしたいということはこの法案を提案しているわけでありませう。そこで、おそろく問題は、この輸出会社という考えを取上げたところに大きな論議があるかと思ひます。私はそういう上から行きましたが、むしろ輸出機構につきましては、ばら／＼でやつたらいいじやないかと、あるいは組合でやつたらいいじやないかと、あるいは公団的なものをつくつたらいいじやないかと、いろ／＼な意見があつたやうでありますけれども、そういう問題を割切つた案において、少くとも輸出の面から来るマイナスを内需に転嫁せしめないという割切つた案に持つて行くためには、むしろ会社案を採用することの方がいいじやないかと、いう考えで、この法案を出してゐるのであります。

○永井委員 今度の法案は、単に問題になつた肥料問題に對する方法論だけをきめておるのであります。価格を公定する、あるいは企業の合理化によつて値段を下げる、こういう方法論だけを何してゐるのであつて、過去六箇月間にわたつて審議會をつくつて、コストを引下げる条件はどこにあるのか、価格の点において生産原価がはたして

どうなつてゐるのか、こういういろいろな事実の究明がなされて、その究明なされた事実の診斷の上に立つ方法論というものが正確に出て来なければならぬ。ところがその方法論が生れて来る基礎となるべき原価計算がはたしてどれくらいなのか、あるいはこういうふうな不合理な、農民を多年搾取して来た原因がどこにあるのか、あるいはどういふ点を重点的に合理化されて、どういふふうになるのかという、この方法論の生れて来る前の問題に對する事実の究明が少しも明らかにされておらないのであります。しかも突如としてこの法案が出て来たというならよろしいのであります。政府は、少くとも六箇月の長期にわたつて対策委員会をつくつて、そこで全知全能を集めて努力を傾注して、國會に對しては、対策委員会が審議しているからその結論を待つてくれ、こういうことを要求して来た。その六箇月の審議の経過を通して明らかになつたものは何かというところ、明らかにされたものは何かない。結局生産原価はわかりませんで、現在の機構の中では生産原価をつかむ方法はございません。だからこゝういふことで公定価格あるいは合理化によつてこゝういふふうにして、今後は皆さんの要請におこたえします、こういう方法論でこれをごまかそうとしてゐる。この方法論の生れて来る前提条件としては、事実というものが明らかにされなければならぬ。生産原価はどうであつたかははたして農民に転嫁しなかつたのかどうか、転嫁してゐたのかどうか、この点の問題を明らかにされなければならぬが、この点に對する大臣の見解はいかがであります

どうなつてゐるのか、こういういろいろな事実の究明がなされて、その究明なされた事実の診斷の上に立つ方法論というものが正確に出て来なければならぬ。ところがその方法論が生れて来る基礎となるべき原価計算がはたしてどれくらいなのか、あるいはこういうふうな不合理な、農民を多年搾取して来た原因がどこにあるのか、あるいはどういふ点を重点的に合理化されて、どういふふうになるのかという、この方法論の生れて来る前の問題に對する事実の究明が少しも明らかにされておらないのであります。しかも突如としてこの法案が出て来たというならよろしいのであります。政府は、少くとも六箇月の長期にわたつて対策委員会をつくつて、そこで全知全能を集めて努力を傾注して、國會に對しては、対策委員会が審議しているからその結論を待つてくれ、こういうことを要求して来た。その六箇月の審議の経過を通して明らかになつたものは何かというところ、明らかにされたものは何かない。結局生産原価はわかりませんで、現在の機構の中では生産原価をつかむ方法はございません。だからこゝういふことで公定価格あるいは合理化によつてこゝういふふうにして、今後は皆さんの要請におこたえします、こういう方法論でこれをごまかそうとしてゐる。この方法論の生れて来る前提条件としては、事実というものが明らかにされなければならぬ。生産原価はどうであつたかははたして農民に転嫁しなかつたのかどうか、転嫁してゐたのかどうか、この点の問題を明らかにされなければならぬが、この点に對する大臣の見解はいかがであります

どうなつてゐるのか、こういういろいろな事実の究明がなされて、その究明なされた事実の診斷の上に立つ方法論というものが正確に出て来なければならぬ。ところがその方法論が生れて来る基礎となるべき原価計算がはたしてどれくらいなのか、あるいはこういうふうな不合理な、農民を多年搾取して来た原因がどこにあるのか、あるいはどういふ点を重点的に合理化されて、どういふふうになるのかという、この方法論の生れて来る前の問題に對する事実の究明が少しも明らかにされておらないのであります。しかも突如としてこの法案が出て来たというならよろしいのであります。政府は、少くとも六箇月の長期にわたつて対策委員会をつくつて、そこで全知全能を集めて努力を傾注して、國會に對しては、対策委員会が審議しているからその結論を待つてくれ、こういうことを要求して来た。その六箇月の審議の経過を通して明らかになつたものは何かというところ、明らかにされたものは何かない。結局生産原価はわかりませんで、現在の機構の中では生産原価をつかむ方法はございません。だからこゝういふことで公定価格あるいは合理化によつてこゝういふふうにして、今後は皆さんの要請におこたえします、こういう方法論でこれをごまかそうとしてゐる。この方法論の生れて来る前提条件としては、事実というものが明らかにされなければならぬ。生産原価はどうであつたかははたして農民に転嫁しなかつたのかどうか、転嫁してゐたのかどうか、この点の問題を明らかにされなければならぬが、この点に對する大臣の見解はいかがであります

か。

○保利國務大臣 肥料問題は、できるだけ内需の確保をして、しかもその確保した内需の肥料の価格ができるだけ安く購せられるように持つて行くというのが、肥料政策の根本でなければならぬと思う。そういう上から行きますれば、つかめな形に、実情になつてくるものを先につかんで行かなければ話にならない。じやないかと言われるようにですけれども、つかまがためにこの法案をお願いしているものであります。だからつかましました上で、一面においては合理化法案によつて肥料工業の合理化促進をはかつて、できるだけ国家の力も加えて、そしてコストの引下げをして安い肥料をつくつていただくように、外に対しては、東洋の市場までも普及されて来ているところを何とか確保して行くようにいたさうという、二つの面にこたえたいというのでこの提案をいたしたのであります。

○永井委員 今日肥料問題に対する農民の感情は、九百円の肥料が八百円ならけつこうなのだ、七百五十円ならけつこうなのだ、こういう金額の多少の問題でございせん。食糧増産が重要であると政府が声をかけながら、米の価格は公定で、生産費よりも安く買入れて、その重要な因子である肥料においては、出血輸出の赤字を農民に転嫁して知らぬ顔をしている、こういう政府に対する不信と、悪辣なる業者の搾取に対する感情の響きが肥料問題として提起されております。その問題を解決する基礎となるものは、高い安いの問題、金額の問題ではなくして、転嫁したくないか、その基準となるべ

き生産原価はこうだつたのだ。従つて今後こういうふうにするのだ、こういう問題が提起されなかつたならば、農民感情はこれを理解するものではあります。農民は政府を信頼してない。業者を信頼してない。だから問題は、生産の合理化をやります、公定価格をやりますというかわり、特にいろいろの手練手管をつかう前に、ガラス張りの中で事実はこの案なのだという、事実を示すことが——いろいろ言葉を使つて弁解する必要は何もない。事実はこの案なのだという事実を与えることによつて、問題が早く雲散霧消するのであります。そういう問題を第二にしておいて、方法論だけで将来はこうなるのだ、こういうごまかしをしておるといふところにわれわれは非常な不満を持つて、この法案の生れ方、それからまた今後における運営のごまかしがここにあるのだと、われわれはこう考えるのであります。

そこでお尋ねをいたしたのであります。農林大臣は、今度の農林省におけるところの需給調整の法案はこれよろしいといふたし、肥料の輸出会社をつくる、そして今後公定価格で引取つて、そして赤字をたな上げして、合理化によつてそれを理めて行くんだ、こういうやり方によつて農民にその輸出による赤字が転嫁されない。それから正しい農民への一つの経済操作の中で、業者のメーカーなり、あるいは肥料商人のしわ寄せを農民の頭に転嫁されない。こういう組織が完全にでき上り、そういう経済的運営が可能であるとお考えになつておるかどうか、この点を伺いたいと思

○保利國務大臣 はたして通常言われております出血輸出でありますか、いか、これにも疑問があると思ひます。あるいはまたその結果が内地農民に転嫁せられて、不当に高い内地の価格になつておるといふような誤解もあるいは正解かもしれません。いずれにいたしましても、原料におきましては、生産コストがどうなつておるか、中間経費がどうなつておるか、これが的確に捕捉しがたいのでございしますから、転嫁せられておるといふことに対して、いや転嫁してないといふことを断言し得る材料はないと思ひます。しかしながら出血輸出をして、しかも会社が立つておるわけであるから、内需に転嫁して立つておるわけではないかと言われども一言もないことにならう。しかしまた同時に、それでは内需の百五十、百六十万トンの生産で打ちとめておつて、操業の短縮等をして、それでは内地価格といふものが今日の価格で保たれておるかといふは、これは保たれないといふ説の方が非常に多い。でございしますから、いづれにしてもそういうふうな割切れざる形になつておるから、その点に対してはつきり、決して生産コストの上に立つて、適正な価格以上に内地農民に御負担をかけるまいように、つきりいたしますために、割切つたこの会社案を一面につけて、輸出会社でたな上げする——損失をむしる経理上各メーカーで処理した方がいいじやないかという御意見もおありのようでございします。そうすることがまた合理化を促進して行く要因にもなるという御意見もあるようでございしますけれども、そうしますと、個々の会社に経理上の処理をさせ

ば、なるほど合理化という一つの促進の材料になるかもしれませんけれども、同時にそれはまた内需に転嫁しておるといふ誤解を強く抱かしめることになりまして、従つてこの輸出会社に損失の分はたな上げをする。しかも輸出会社に対して、経理上の運用によりましてできるだけその損失をカバーしつ、一面合理化を促進してこれを吸収して行くようにすることが、内地農民の利益を守る上から言つても大切ではないか、こういうふうな考えを立てております。

○永井委員 大臣にお尋ねしますが、出血輸出の赤字分を農民に転嫁したのか、はつきりはしない。またこれが高のか、安いのかはつきりしない。そういう議論で行くならば適正価格といふこともわからない。だからそういうものをはつきりするために今言つたような基礎となる因子の究明、真実の究明といふものが必要ではないか、そういうものを究明しないでおいて、その次の問題をどうやる、こうやるといつても解決するものではない。そういう一つの事実が究明できないのかどうか、今日の段階では、たとえば生産原価といふものは調べ上げることができないのであります。調べ上げるといふよりも、会社がこれを拒否しておるためにできないとか、あるいはその届出をしておるからできないとか、あるいは現在の法律のもとにおいて、会社の経理内容までを政府が調べることができないから、それを明らかにすることができないとか、そういう現在明らかになるべき生産原価といふものがわからないままになつて、理由はどこにあるのか、これを大臣か

ら承りたい。

○保利國務大臣 法制上、有極的にそれを明らかにする道は今日はない。しかしまあ産業行政の当局において、合理化等を今日までも決してゆるがせにして来ておるわけではないと思ひますから、従つて合理化等を推進せしめて行く、また指導行政の側に立つておるところからいへば、お前のところはお少し合理化しなければならぬじやないか、どういふふうなつていふのだ、そういう点で多少の資料を得るといふにはあるかもしれません。が、その経理を点検して、コストを見るといふようなことは今日の制度のもとではできていないわけでございますから、そういう制度を開いて、そして事実を明らかにして、内地の価格に対する割切れざる形にもこたえて行きたいと思ひます。

○永井委員 そういたしました。自由党内閣は、自由主義経済が経済の正しい、最も効率的な発展の基礎である、従来自由経済を筋金として通して来たのであります。ところが、自由経済の原則のどういふ部分に、自由主義経済の発展としてこれを認めるのか、あるいは自由主義の否定としてこういう法案を認めるのか、これをひとつ大臣から伺いたい。

○保利國務大臣 私は学者じやございせんから、そういう議論はわかりませんけれども、要するに内地のこの肥料価格の適正な解決をはかつて行くためには、こういう処置をとる必要がある、それが自由経済とどうなるかというのかというところは、私の頭ではわかりません。

○永井委員 私は政府が機関を設け

て、六箇月かかつて肥料の生産原価ひとつ明確にすることができないといふ、こういう自由主義経済の組織の中で、またその帳簿も調べることもできないのだと、こういうことを公然と天下に、大臣がこの議場を通して公表できるほど無責任な、この一私企業の利潤搾取のままにまかしておいて、少しもそれに対する制約や何かができないという、この状態から見ましても、現在までできないものが、今度のこういう組織を、かりに自由主義経済を否定して、自分は間違つていた、自由経済では、正しい一つの肥料メーカーの暴利を抑制する道はないのだといふので、心を改めてこの法案を出して参られましたことは、一つの進歩であるといふれ、これは考へるわけでありませうけれども、しかしこういう形においては、はたして今後の肥料の問題を正しく発展せしめることができるかどうか、私は非常に危ぶむのであります。こういう形を通じて、また百六十億の合理化資金を投じて、あるいは肥料輸出会社にたな上げしておつて、そういう形によつて財政投資で埋め、こういう形によつてこれをまかしてしまふのではないのか。こういう形ではどうにも正しくない。この合理化を促進し、国際市場において肥料の輸出を、西独なりベルギーなりの各国と競争して太刀打ちできるような諸条件というものは私はないと思ふ。政府が今日公言しているような合理化を二年や三年のうちに、しかも肥料企業一つの分野においてこれを合理化するだけではなくして、これらの関連産業として電気もあるいは石炭も、炭汎なこれに関連するところのケミカル産業分野において合理化をやつて行くのだ、こういう条件がこの二、三年で達成できるとはわれ／＼は考へられないのであります。この方法によつて、中途半端なこの方法の中で、またメーカーの利益を擁護するというような底意を持ちながらつくつていくこの法案の中で、大臣はたして農林大臣にかけている農民の信頼にこたえる一つの結果が期待できると考へになるかどうか。期待できると考へになるならば、その具体的な根拠、抽象論でなしに、こういう形によつてこういうふうになるのだといふ、その具体的な根拠をお示し願ひたいと思ふ。

○保利國務大臣 当面といたしましては、内需の価格が適正な価格で農民の手に渡るというところにいたしたい。しかしてこの合理化を促進することによつて、できるだけ国際価格に近いところに持つて行つて、安い肥料を確保するといふねらいをもつてこの法案を出しているわけでありませう。ただ私は自由主義の後退とか自由経済のどうとか言われまふけれども、私もやはりこの日本の置かれておられる情勢が、何といつても輸出貿易第一だ、貿易産業第一だといふ上から行きまして、これはやはり行かざるだけ自由競争の考へをもつて行かなければ、とうてい産業の発展などということはできない、そういう考へは一貫して持つておられます。

○永井委員 自由競争でやるというならば、百六十億の合理化資金なんかの投資は必要ではない。しかもそのうちの半分は財政投資をやる、そういう必要性はどこにある。大臣が認めて、自由主義経済でなければだめだといふ考へを持ちながら、こういう形によつて百六十億の合理化資金を私企業につぎ込む。そしてそのうちの八十億を國家の財政投資をやるという根拠はどこにあるのですか。どういふ理由によつてこれをやるのですか。

○保利國務大臣 私の申し上げ方が悪かつたかもしれませぬけれども、合理化も政府が強制してやるのでなしに、業者が合理化する熱意がなければできないわけでは、従つてあくまでも業者の自由意思に基いて合理化を促進して、國家が助成をはかつて行くといふことの考へにおいては、この点は少しも間違ひはなからうと思ひます。

○井出委員長 永井君、申合せの時間が参つております。

○永井委員 ではもう一つ。私はまだ今度の法案の重点は、価格の公定をどういふふうにする、何が適正価格かという問題と、この企業合理化の問題とありますが、ただいま大臣のお話のようであるといふと、金だけはやるのだ、しかしこれをどういふふうにしてやるかといふことは、私企業だから企業者の自由意思に基くのだ、こういうことになる、一体合理化によるところの肥料問題の解決の責任というものはどこにあるのですか。私の企業のメーカー側にあるのですか。これを伺ひます。

○保利國務大臣 それは肥料工業を継続しておやりになつて行くといふならば、勉強してください、という勧告をするわけでは、ない。そして企業合理化をやるから、これ／＼のめんどろを見てくれないかといふことに對しては、できるだけの助成をして行く、こういう考へであります。

○井出委員長 井上良二君。

○井上委員 昨年、肥料が国内需要をまかなないとして輸出ができる情勢になりました。輸出問題をめぐつて、肥料問題というものが非常に大きな問題になりました。爾來約十箇月の長い間にわたつて、この問題は国会を通じていろいろ論議をされて参りました。その結論として、たゞいま通産、農林両委員に、肥料問題に関する両案が提出されておるのでありますが、この法案を見まして、私も政府としては一つの進歩であると思つております。従來肥料に対する無方針が初めて一つの軌道に乗つて行つて、政府の方針によつて肥料を動かして行くといふ、肥料に対する明確な線がここに打出されたといふことは、私も肥料問題を扱つて来た者としては、非常に喜ばしい傾向であらうと思ひます。ただこの法案を見まして、われ／＼が考へますことは、いかにしてこれを具体的に効果あらしめる法的処置を講ぐかといふことが問題として残つて参るのではないかと思ひます。そこでこの際、特に私もこの法案を見まして、この法案が規定してあります法的効果をあげ、このために、政府といたしまして非常なる決意を要する、私は考へております。と申しますのは、硫酸工業全部を政府が國家管理するという立場で臨みますならば、これは仕事は非常に楽でございませう。またこれに関連する電力、石灰、硫酸、鉄等の産業と金融を総合的な計画を立てて押えて行くといふことで肥料を管理するといふことなら、これはまた案でございませう。ところが私企業でありますものを國策に沿わそうとし、一つの協力を求める法的効果をねらうといふことは、なかなか

かやつかいなことになりはせぬかと思ひます。一つは価格を引下げるための措置としての生産費の調査の問題、さらにはまた今度は合理化その他によつての増産の結果、どれだけ国内需要を押えて余つたものを海外に出すかといふ需給の調節の上にも、いろいろ問題が起つて参ります。そこで私もいろいろこの法案を検討して、特に農林大臣にこの際伺ひたいのは、この法案の中心をなしております需給計画と生産費の調査の問題であります。その結果出て来る最高価格決定といふ点から、価格統制の問題であります。この点から考へて、肥料産業のうちで特に硫酸工業だけを押えて、はたして政府の計画しておるような安定した肥料価格になると、一体農林大臣は考へてございませうか。たとえ通産委員会にかけられておられます硫酸工業の合理化の案の内容をいろいろと検討を加えて参りました、硫酸工業自身に對しての合理化なり近代化を推し進めることによつて、予定通り五年目に約十ドル以上の開きを縮めるだけの効果がある、と農林省はお考へになつておられますか。このことは国内価格の安定の上に重大な関係がありますから、まずそれを先にあなたから伺ひたいのであります。

○保利國務大臣 専門的なことは私にはわかりませぬけれども、たゞいま考へておられますような合理化が促進をされますならば、大体五年後には十ドルぐらいの引下げは可能である。それを目標として法の運用をはかつて参りたい、行政措置を講じて参りたい、こういう考へであります。

○井上委員 これは大臣は通産省との関係で十分御検討をする時間がまだな

いかも存じませんが、大体通産委員会の法案審議の経過におきまして、五年後においては、合理化によつて大体六ドルくらい価格差を縮めることができるといふことを言われております。それにます石炭、あるいはまた電力の割当その他の対策を総合的に考へて十ドルくらいまで行きはせぬか。こういうところが大体の目分量ではないかと思つております。ところが硫安工業自身の内部における合理化、近代化の問題は、非常に限られた問題でありまして、この面の効率はそれほど大きく考へられぬ。それよりもつとわれわれが期待をしなければならぬのは電力であり、石炭であり、硫化鉄であり、この肥料産業、特に硫安工業に対しては、年間の需給計画をちゃんと立てて、しかもそれに対して生産費の調査を権力的に行い、法的根拠をもつて最高価格まで押さへようということ、国内価格の安定のためにも、外国へ輸出する肥料も、そこまで統制的権力を振るうのに、硫安工業の価格形成のうち一番大きい要素である石炭と電力と硫化鉄に対して、何らの手を加へぬといふのはどういふわけですか。これは片手落ちと思われませんか。これは國務大臣としてお答えを願ひたい。

○保利國務大臣 今お話のように、設備の改善等によつて大体六、七割の引下げの原因になり、石炭や電力等の合理化並びに増強をはかることによりまして三、四割引下げに持つて行きたいといふわけでございますから、石炭の合理化につきましても、これは御承知のように今当局において炭価の引下げについては努力を払つております。電力につきましても、電源開発を強力に

推し進めておりますから、これも決して空疎な基礎の上に立つて申し上げてゐるわけではございません。問題はそつちの方が非常に大きいのだとおつしやいますけれども、硫安工場施設の改善、経営の合理化といふことがやはり一番大きい要素を占めておる。そこに向つてこの法律のねらつておる措置を強く講じて参りたいと思つております。

○井上委員 これは私率直に申し上げますと、この法案のねらつておるものは、結局は海外での競争に勝ち抜くための硫安工業の合理化の問題であり、それからまた逆算をして、国内価格をどうするか、需給調整をどうするかといふことから、大体の考え方というものは来ているのでしよう。そう考へますと、さきに通産省の方からの御答弁がございましたけれども、政府は現に日本の国際における競争相手である西独なら西独の硫安の生産費を押さへていないのです。現実にはどのくらいでできるか、また今後どうなつて行くかといふことについての相手方の情勢をちゃんとつくり押さへておつて、そこでわれわれもこれに歩調を遅らせないよう、これに勝ち抜く対策を講じて行く、こういうことが必要だと私は思ふ。ところがドイツの方における市場価格はわかつておるけれども、現実の生産コストの内容については全然わかつていない。これはまたわからぬのが当然かも知れません。けれども、ドイツのいろ／＼な諸条件を検討し、今後のドイツにおける合理化なり近代化の方向なりテンポを、われわれはおよそそらばに置いていなければならぬのに、政府のやつてゐるのは、現在の位置が不動なものとして、

これから五年後にはこうなつて行くといふ相手の進歩勢達といふことは、ちよつと忘れておるといふてはいかぬけれども、どうもそこまで行きおつたら議論ができぬよつて、今日の市場価格をこうしておけといふことであるじやないか。そういう点から、これはやはり相手のあることですから、相手はどうかわつて行くかといふことをわれわれは見抜いて、それに対する対応策を国策として獨立する方針をきめなければいかぬところがその国策が立つていない。そこに大きな問題があるのではないかと申すのです。と申しますのは、われわれがここでいかに国内の価格がどういふ言ひでみたつて、この国際価格がどうなるかといふことはあな

たの所管であり、それが国内価格に重要な影響を持つて来ます。そこでかりにこの法案が通りまして、現実の状況のもとで輸出しようとする、現実に十五、六ドルの開きが出て来ます。海外は十五、六ドル安いのです。そして国内は十五、六ドル高いものを買わされておる。この価格差をあなたは農民から質問を受けたときに、政治的にどう答弁しますか。五年先になつたら必ず国際競争に勝ち抜くだけに安くなるから、今は少々困るであらうけれども、政府としても国際価格に追いつくために全力を上げてゐるのだから、農産物の価格その他であらう高いによつて、ひとついましばらく高いのはがまんしてくれと言ひのには、国際価格に勝ち抜くだけの不動の態勢が確立されていなければならぬ。それもせずに現下の開きは十五、六ドルもするであらうといふのじや、純朴な農民のあの純情な気持ちを納得さすわけには

参りませんよ。農林大臣は農産物の増産を引受けてゐる重大な責任にありま

すから、その場合にこの国際価格との価格差をどう一体農民に納得させますか。それを一ぺん私どもにお教を願ひたい。

○保利國務大臣 そういふ点につきまして、むろんお話のように、非常に進んで参ります肥料工業の立遅れを、かりに現状を目標として追つてみても、追つかねばまた向うが進むといふことで、もう一つ先を越した計画を立てなければいかぬじやないかといふ御意見も出て来るわけでありまして、今日とはとにかく實際問題として、農民の素朴の感情から行きまして、また現実の輸出競争に打ち勝つて参りますために、とにかく現状のとこにどう追いついて行くかといふことが、さしあたりの問題だと思ふ。従ひまして、今日まで幾らかこれは手ぬるいといへば手ぬるいかもしれせんけれども、同時にまた戦後異常な発展を遂げて来ました肥料工業ですから、合理化の問題におきましても、政府の施策と当業者の熱意いかにによりましては、ほとんど無から今日までになつて、遂げたらしい工業界でございますから、合理化の上でも必ず成功して行くという確信を私は抱くものであります。従つて、できるだけ早く国際価格に近寄るようには合理化を強力に推進して参る、そして内需の数量の面、価格の面でも十分農民の御期待にも沿ひ得るようなところに持つて行かなければならぬ。これは肥料工業のみならず、おそらくは全体の問題にも関連して来ると思ひますけれども、特に肥料工業の關係は、お話のように、全国農

民を対象としてゐるものでありますから、特に努力をいたして参りたい、こ

ういふふうに考へております。

○井上委員 私今申しました国際価格との価格差の問題は、農民の納得するところとならぬといふところから、自由党としまして、また自由党を背景にする吉田内閣としても、これは物の考え方といひますか、立つております政治的な立場といひますか、その性格から申しまして、どつちかといふと、こんな法律を自由党内閣が出すべきものじやありません。しかし出さなければならぬといふところに肥料問題のむづかしさがあり、ここにやはり方向としては、どうしても肥料を一定の需給計画の上から行つて公定して行かなければならぬ、つまり一つの大きな枠をはめることになるわけですね。そう

なつて来ますと、肥料だけで事は済まぬことになつてしまふ。これは私こ

であなたにお約束しておきます。あなたが将来どういふお偉い人になるかわかりませんが、今後五年も後に、もしこの計画で国際競争に勝ち抜くだけ価格が下つたら、私はお目にかかりませ

ん。断じて下りません。電力、石炭、硫化鉄、運賃、金融等に対する総合的な一貫した政策が確立されてないのに、どうして一体この値段が下りますか。硫安工業だけに一定の統制的なわ

くをはめるというのなら、年間硫安工業はガス法で百六十万トンつくらなければならぬ、電解法でもつて少くとも四十八万トンか五十万トンつくらなければならぬ、この硫安工業に必要な所

要の石炭はこれだけはどうしてもい

る、コークスはこれだけ、だからこ

れだけの石炭に対しては市価の何割

一〇

に、この問題に就いて、たとえば各工場別に相当専門家を配置して、年間そこに経営状態を査察するという方法もありまして、あるいはまた専門の人に依頼をして、専門的に調査をさす方法もありまして、私企業に対しての一体具體的にどうして押えようとするのか。たとえば税務署が税金をとりに来るというところで、相当大きな会社は全部二重帳簿を持つておるといふことは御存じの通りであります。二重帳簿による原価計算の提示をされたのでは何なりませんから、そういう点、われわれは業者を疑うわけではありませんけれども、やはり営利を目的にする会社としては当然のことでありまして、そういうことをできるだけせよといふようにするにはどうしたらよいか、法律をもつてやるといつても、やるのは人間であります。これは非常にむずかしいが、この問題に対して政府はどう決意をされておるか、この際伺いたいと思います。

○保利國務大臣　前段の、輸出会社の損失並びに金利等について國がめんどろうを見ないというお尋ねでございます。先ほども申し上げましたように、輸出会社の経営、運営については、國としてできるだけ助成はいたして参る、たとえば資金のあつせん等できるだけのことはいたしますが、しかし金利を負担しますとか、あるいは損失を國家で補填するとかいうようなことはいたさないで参るつもりであります。生産費調査が非常にむずかしいといふことは、私もその通りだと思つております。これはどうしてもメーカー側の積極的な協力を得なければ、實際お話のように二重帳簿とかなんとかいふめ

んだうなことをやられたのでは、なかなか的確なことはできないわけであります。そこをメーカー側も、この肥料工業がやはり内地農民を対象として営まれておる工業であるという深い認識のもとに、この点に対しては積極的に御協力をいただくことを私は期待しておるわけであります。それから生産費の調査にあたりまして、政府内部におきまして、これはあつちこつちで、いや通産省だ、農林省だというようにことをせぬで、責任を持つてどこか一省でやればよいじゃないかという御意見も、相当強くあるわけです。しかし今井上さんの言われるような要請にこたえる上から行きますと、これは農林、通産のエキスパートが共同して携わられるというこによつて、より正確なものをつかみ得る可能性が多いのではないかと考えるものと、こ

ういう結論に達しておるわけであります。具体的には生産費調査の原価計算の要綱を内部的につくりまして、絶対とは言い得ないまでも、できるだけ正確な生産費をつかむように努力をいたしたい、こいうふうな考えをしております。

○井出委員長 加藤清二君。とでございますから、ぼつり／＼とお尋ねをいたしますので、する／＼逃げないように、まづ正面から御指導をいたしたいというこをまずお願いして、お尋ねをするわけでございます。だん／＼お話を承つておりますと、私ちよつと頭が変になつたのです、暑さのせいかもしれません、農林大臣さんのお答えと通産大臣さんのお答えとがよく似ておる。ところが農林大臣

さんは、肥料のメーカーの立場に立つていらつしやるのか、それともお百姓の立場に立つてものを考えていらつしやるのか、ちよつとわからなくなりかけて来た、そこでさういふ点を中心にして、二、三お尋ねしたいと存じます。

また第一番に、内地のお百姓さんが高く買わされておる、輸出が安い、これは何とか調整しなければならぬだらう、何とか安うしなければならぬという声が、お百姓の中から／＼／＼起き参りまして、それにこたえて肥料対策委員会ができたはずでございますが、私はこの法案の中に、内地の肥料がおかげで安うなりますという文字を見出すことができないのでございまして、恐れ入ります。さういふことが第何条に書いてあるか、お教え願ひたい。

○保利国務大臣 この法案は先ほど来申し上げておりますように、今日内需、外需の面において素朴な農民感情から割切れない点がある、輸出から来るところのマイナスを農民が負担しておるのじやないか、さういふことはございませぬようにしたいといふことが第一点でございます。

第二点は、さうしつ／＼、できるだけ肥料工業の合理化をはかつて価格を引下げて参りたい、さういふ考えの上に立つております。

○加藤(清)委員 先ほど永井先輩がお尋ねしたことに関連がございまして、この会社の原価計算書なるもの提出ができていないのは、それを調べるこができないのか、調べたけれども、向うが教えてくれなかつたのか、その点をお尋ねいたします。

○保利国務大臣 専門的なことでございまして、政府委員からお答えいたします。

○小倉政府委員 ただいまお尋ねの硫酸の原価につきましては、先般来対策委員会メーカーの方から提出願ひました資料につきまして、専門の方々に／＼検討していただいたのでございまして、結論を申し上げますれば、的確な結論を得なかつたのであります。

○加藤(清)委員 実はこの問題につきましては、この前の国会で藤山愛一郎さん以下協会の面々が来られまして折に私は質問いたしました、高いとか安いとかいふてみたつて、原価計算書ではつきりしたのを見なければたれにも断定することはできない、そこでぜひそれを提出してもらいたいといふことを申し述べましたら、それはもう願ひしてはおりませぬ、肥料対策委員会の方へ出すことになつておりますので、そちらの方から取寄せて見ていただければつこうです、こいうことでした。そこで私は、その折にぜひこの通産委員の方へもその資料を提出されることを要求しておきましたけれども、いまだにそれが提出されておりません。そこでそれは提出を要求する権限がないので、それが行われていないのか、ないしは提出要求をしたけれども、向うが拒否したので出て来なかつたのか、その点を私は聞きたいのでございまして、いづれでございませうか。

○中村(辰)政府委員 コストの調査につきまして、先般肥料対策委員会において、専門の方を依頼しまして、非常に慎重に検討をされたのであります。が、やはり資料の説明につきましては、メーカーからい／＼／＼聞いた模様

でございまして、しかし調べる立場の対策委員会の専門委員としまして、その結論が、自分の名において權威あるコストである、こう考える立場から考えますと、やはり制度として強制調査の前提のもとに、疑問と思ふ点はあるまでも追究してやれる態勢がございまして、結論を出すことが困難である、こいうう／＼いふ考えられたのでございまして。

○加藤(清)委員 それでは、藤山さんが出しますとおつしやつたことはさうございませうか。

○中村(辰)政府委員 藤山委員は肥料対策委員会に、コストの調査に關しまして資料を提案いたしております。その提案した資料は、通産委員会並びに農林委員会に、資料として配付してあるわけでございます。

○加藤(清)委員 私が要求しましたのは、各会社別の原価計算書でございます。

○中村(辰)政府委員 私はそのときの応答の詳細は知りませんが、コストの内容については、各社がこれを公表するといふことは、おそらく困難かと思ひます。と申しますのは、経理の内容を公表いたすといふことは、現在の金融あるいは業務の運営の観点からいたしまして、最も企業の秘密とするところでございます。おそらくは、この当時の応答の内容は詳しく存じませんが、各社のそれ／＼の内容を提出するといふようなことは、なかつたのではなからうかと想像いたします。

○加藤(清)委員 私は経理内容の全般を要求したのでなくして、原価計算書を要求したのでございまして、それは別といたします。そんなことをここで

あなたと論議したつて始まりませんから、それでばかり切つたことだけ、これならばわかるだらうといふことだけをお尋ねしたのでございまして。肥料メーカーの設備資金及び融資についてございまして、それが政府から一体どの程度に出されているのか、過去のことでつこうでございまして。これを大臣にお尋ねいたします。

○中村(辰)政府委員 終戦後の財政投資は六十八億でございまして。三月末現在の貸出し残が四十億に相なつておると思ひます。

○加藤(清)委員 それでは次にお尋ねいたしますが、これだけは大蔵さんにお答え願ひたいと思ひます。農林中金から肥料メーカーに貸し出されている貸出額、ないしは今日の貸出残でもつこうでございまして。

○小倉政府委員 農林中金から余裕金の運用といたしまして金融している分があります、ただいま残高が幾らになつておるか、手元に資料がございませぬので、後刻調べまして提出したいと思ひます。

○加藤(清)委員 恐れ入りますが、ぜひ資料を御提出いただきたい。私は大体それを知つております。大体知つておりますが、それが誤りますと、私の理論の根拠が誤る、さうするとそれから發展する理論がまた間違ひ、こいうことになるので、念のためお願いすることになるので、この問題をメーカーの方にお尋ねいたしましたところ、たいへん莫大な数字をおつしやいました、非常にごや／＼に相なつておりますから、そこでさういふお百姓さんのためにも、さうかつてなふるまいはでき

ません旨の御答弁があつたはずでござい
ます。そこでお尋ねしたいことは、
農林中金のお金というものは、御承知
の通り、各地方の信連から集まり集ま
つて来た金が、東京にたくわえられた
はずでございませう。愛知県だけでも、
少いときで四十億、多いときには六十
億くらい農林中金に集まつて来ており
ます。それを百姓さんが借りに行き
ますと、なか／＼貸してもらえませ
ん。ところが昭電その他が借りに行き
ますという、これはよく貸してもら
えるはずであります。話に聞くと、政
府のお世話があるからだということ
でございませう。そこで政府としては、政
府みずからすでに六十億の余も金の世
話をし、残が四十億あるという話。そ
れ以上の金が農林中金から出ておる。
農林中金の金は、お百姓さんの金で
す。こういうことなんですか。そうなり
ますと、これはよほど御恩返しをして
も決して割に当たらないと思つてわけ
です。農民の方がいろいろ肥料に對して
苦情を入れたり、注文をつけるのは無
理からぬことだと存じまするが、この
点大臣さんはいかようにお考えでござ
いますか。

○保利國務大臣 肥料工業に農林中金
からまわしている金は、農林中金の余
裕金をまわしておるわけでありませう。
むしろこれはお話のように、農林中金
の資金というものは、そういう性質の
ものではないかと存じます。農林債
券の発行による資金調達の問題で、百
六、七十億あると思つて。だから、
そうばかりとも言えないと思つて。
そういう点をお含みいただきたいと思
います。

○加藤(清)委員 その意味はよくわか
りますが、私がどうしてもこれを尋ね
なければならぬ理由のものは、大体
銀行が金を貸す場合に、会社の経理内
容を知らずに金を貸すということがあ
るであらうませうか。普通の民間の会
社に市中銀行が金を貸すという場合に
は、その経理内容を知らずに貸すと
か、あるいはそこでつくつておるとこ
ろの原価計算書を知らずに貸すとい
う場合があり得るであらうませうか。そ
の点いかがでございませうか。

○保利國務大臣 私は銀行におつたこ
とはありませんからわかりませうけれ
ども、大体間違いないというところ
にしか銀行は貸さぬと思つて。

○加藤(清)委員 お答えの通りでござ
いまして、審査部がきちつと審査をい
たしまして、原価計算書だけなくして、
生産から設備から一切合算した
上、なおその上に別なことで調べ
て貸すことに相なつておるといふこと
は、一般常識でございませうから、大臣
ならずともだれでも知つておるはずで
ございませう。そこで農林中金が会社へ
金を貸しておるということなんです。
お百姓さんから集めた金を、会社に貸
しておるということなんです。そうなる
と、その際に農林中金は肥料メーカ
の業績とかコストとかいろいろを調べ
ずに貸していかうとおつしやいますの
か、調べてから貸していかうござい
ますか。大臣さんの監督下にある中
金についてお尋ねするわけございま
す。

○保利國務大臣 間違ひがありませんか
どうですか、農林中金が肥料工業に融
資をするというのは本筋ではないわけ
であります。従つて農林中金から融資
いたします場合には、市中銀行が保証
してまわしておるわけございませうよ
うから、その銀行がやはりそれ／＼審
査して、それで大丈夫だからあなたの
方の余裕金をまわしてくれというこ
とでまわしてゐるだらうと思つて。

○加藤(清)委員 かりに市中銀行が保
証いたしましたとしても、農林中金
がやるおつたとしても、農林中金、
つまり裏づけをする銀行が市中銀行の
審査をそのまゝのみにしたとか、趣
旨だけを聞いてそれでよろしいとい
う判を押すというやうな、そういうさ
んなことはやつていないと思つて。
もしやつてゐるなら、そんなけつこ
うなことはないのですから、私はこれ
から借りようと思つて。しかしそれは
やつてないと思つて。現に私は体
験して知つてゐるのですから。現にそ
へは出てゐるはずでございませう。原
計計算書にはきちつと出てゐる。いやそれ
よりも経理内容は出てゐるはずで
す。それを農林省は調べるのができな
い。だからそれを将来調べるために、
このやうな法律をつくつて、調べると
ころの根拠をつくるのだ、こうおつし
やるが、すでに調べなければならぬ
条件というものが過去において具体的
に行われてゐる。お百姓さんから集め
た金を人に貸すのです。市中銀行が自
分の金を貸すのには審査はしつかりや
るはずでございませう。貸していい
い、本筋でないところへ金を貸すの
ですから、審査は一層厳密をきわめて
ゐるはずであると思つておられますが、
こで行われてゐるところの書類が、農
林省で取上げられないというところは私
は解せないと思つて、そういうこと
とは聞かぬのでございませうか。
それともこれは特別でございませう

か。大臣さんにお尋ねいたします。
○小倉政府委員 お尋ねのやうな融資
会社に對します農林中金の貸出しは、
もちろん設備資金でございませう
で、主として短期のものでございま
す。それにつきましても、先ほど大臣
から御答弁がございまして、先ほど大臣
保証があつたり、あるいは手形を担保
にするというやうなことでございま
すので、一般の市中銀行が相当長期に
おけるやうな設備資金を貸すといつた場
合と違ひまして、その精密な会社の経
理内容ないしは製品の原価について調
査するといふやうなことは、必ずしも
必要がございませぬので、融資の原価
がわかるやうな審査までは、おそらく
やつておらないように思つて。

○加藤(清)委員 そうすると、貸して
はいけない——というよりも、筋道以
外のところへ金が貸されてゐる。その
貸し方は、貸してもよいところへ金を
貸すよりもつと厳密でなければなら
ないと思つてゐたにもかかわらず、そ
れは裏返しにされて、貸すべきところ
へ貸すときには厳密な審査をやりま
つて、そしてこれはオミットをくわし
ておいて、筋道以外のところへ大金を
貸すときには、審査は必ずさんに行われ
た、こうおつしやられるのでございま
すか。あなたの答弁から行きますとそ
ういふことになりませうね。それでよろ
しうございませうか。

○小倉政府委員 お尋ねの趣旨でござ
いませうが、中金が融資会社に對して融
資をいたしました場合は、たとへば全購
連がメーカから肥料を買うその全購
連の振り出した手形を割引くといつた
形で行われておる場合が多うございま
して、単に取引がないのに運転資金を

貸すとか、あるいは設備資金を貸すと
いつたやうな場合はないのでありま
す。

○加藤(清)委員 時間がないので残念
に思つてしまつても、あなたの答弁と
私の質問とは食い違つてゐる。だから
最初に言つたのです。そんなのらりく
らりと——私は正面から聞くから正面
から答えていただきたい。片方は審査
が厳密に行われておる。お百姓さんが
青田売りをする場合は、七俵とれるべ
き場合に三俵に見積られるのです。と
ころが片方は全購連が買うからとい
う注文書だけで行く。あなたのおつし
やつた通りなんだ。事実なんです。だ
からそれだけ答えていただければつこ
うです。注文書でやつたから安全だ、私
はそういうことを聞いておるのではな
い。現に片方は、確實にとれるとい
ふものでありながら厳密に行われ、片
方は全購連の買いますという契約書
で出されておる。そういう事実がある
ことはつきりしておるのです。私は
いかにげんなりしたことを聞いておるのじや
ありません。しつかり調査した上に立
つての質問でございませう。あなたは語
るに落ちたといふことで、今そうおつ
しやいましたから、何をか言わんやで
あります。

次にお尋ねいたしますが、この会社
から税を取立てる場合でございませ
うが、これもやはり政府の行われること
と存じます。その場合一体どのような
ことが基準で行われておるのか。原価
計算書がわからなければ、どれだけ生
産量があつて、どれだけ幾らで売つ
て、幾らもうかつたといふことはわか
らないはずでございませう。にもかかわ
らずここに向つて税が取立てられてお

るはずでございます。その場合、政府は、一体どのような態度でこの徴税に向われますか、これは大臣さんからお答え願いたい。税をとるのは別な官庁でございまして、あなたの指導育成しなければならぬところの管轄下の問題でありまして、御承知のほうと思います。

○保利国務大臣 税の問題でございすから、それはひとつ大蔵大臣にでもお聞きいただきたいと思います。

○加藤(清)委員 それではこの問題は、大蔵大臣からぜひ明答をいただくようこの際注文をつけておきます。

普通の場合でしたら、間違ひですとこれは更正決定ということになります。それだけもうけてないといつても、お前のところはもうけておるからといつてばさつとやられるでしょう。大きい会社に限ってコストがわからない。法律ではこれを調べる権限はございせん。その品物が高いのか安いのか研究する上に必要な資料を提出させることができない。こういうことではたしてほんとうの仕事ができるのかできないのか、こういうふうな分析調査の上に立つて、はたして正しい価格決定ができるでございましょうか。

○保利国務大臣 先ほどお答えいたしましたように、農林、通産の共管をもつて、できるだけひとつ正確な生産費を調べ上げたいということが法の趣意になつておりますから、努力をいたしたいと思つております。

○加藤(清)委員 そこで今度の事件についてお尋ねしたいと思ひます。それはほかでもございせんが、大臣さん御存じの通り、方々でたんぼが大水を食ひましたね。そこでこれを補うのに

はどうしてもカリ肥料の補給をしない出来を減らしてくれという運動が、ごんごん行われて来るような結果を招来するといふことは、大臣さんよりよく御存じでございましょう。ところがこのカリ肥料を、先般私はたつた十トンでよろしい、それだけなかつたら五トンでよろしい、こういうわけで調べてみましたところ、一軒もあるといふことを言うてくれませんでした。私の名前を使わずに、別の名前を使つてやつた。私は東京のこの事務所まで電話をかけた。行きました。それでもだめでした。地方へ出張しました。それでもだめでした。ところで私は、それはおかしいといふので、通産委員会においてこれに対する材料費の外貨割当をやつてゐるかいなといふことを尋ねてみました。そうしたら、それは過去に

おいてやつてゐるという答弁でございしました。そこで蓄えられた資料はと見て、販運の蓄積量、あの在庫品を調べてみました。食い違つておりまして、これは一体どういふことでございすか、大臣さん。

○保利国務大臣 本年の天候と、特にまたお話のような水害等によりまして、カリ肥料の需要はきわめて旺盛であります。この手当が十分に行きま

せん。農林省としましては、水害が起きましてすぐ、このカリ肥料の需要に應ずるために、かなり窮屈になつており

ましたが、化成会社の手持ちになつております原料のカリを五十トンほど放出を願つて、これは放出していただい

た。それで緊急手当をいたしますと、もに、外貨割当を願つて、三万トンの

緊急輸入をいたして、手配をいたして

おるわけでありまして、何とか需要に

するのには、今度新しく外貨を割当て

られたそのことについてではござい

せん。過去外貨を割当てられた。そう

したら、それがどこかになければなら

ない。それが輸出されてなくなつたと

いうなら別であります。しかし外貨割

当量と、それによつて原材料を購入し

てつづつたそれが、すでに使われてし

まつておれば別でございまして、販

連にあるといふことであつたら、販

購連の量を聞きまして、私の仲間に販

購連の専務がおりますから、調べても

らいました。ところが食い違つてい

います。大臣さんにお尋ねいたしま

す。大臣さんにお尋ねいたしま

す。大臣さんにお尋ねいたしま

す。大臣さんにお尋ねいたしま

す。大臣さんにお尋ねいたしま

す。大臣さんにお尋ねいたしま

す。大臣さんにお尋ねいたしま

を極に振つた、勇氣ある先輩もいらつしやつたはずでございますので、そのあとをお引受けなされた大臣さんは、ほんとうにお百姓さんのためにどの程度のことをお考えになつていらつしやるか。この際ちよつとお漏らししたたきまして、あとの質問は次に留保いたしまして終ります。

○保利国務大臣 緊急輸入をいたしておりますが、八月の中ごろには第一船が到着するはずでございます。次に到着しまして、何とか需要に應じ得るのじやないかというやうなところで苦心をいたしておるわけでございます。肥料について補給金を出すというやうな考えは私は持つておりません。

○井上委員 さいぜん重要な問題を一つ落しておりましたので……。それは、この法案は、硫安だけを目掛けておるようであります。他の肥料に対してはどうするつもりか。たとえば最近この硫安の法案が出て、そしてこれが厳密な生産費調査が行われて公定価格がきまる、こうなりますと製造メーカーの方は、またこれを扱います商人の方でもそうございましょうが、うまみがなくなつちまいますね。公定になると大体価格変動がそうありませんから……。そうなりますとここで化成肥料をつくる傾向がふえて行こうと思ひます。現に教社すでに化成肥料をつくります工場を増設にかつておるところがあるのであります。そうなりますと一体何のために硫安の公定をし、これが原価計算を押えるかといふことがわからなくなつて来ます。すでに今お話になりました過磷酸の問題にいたしまして、これが化成肥料の方

に相当流れておつて、現実に不足を来しておる事実を農林省はよく御存じであります。そういう点からこの化成肥料に対して、特に硫安を中心とした化成肥料への移行について、どう一体押えて行こうとするのか。これは非常に今後重要な問題になつて来ます。だからたとえば現行年間二百二十万トンなら二百二十万トン生産をされる、来年は二百二十五万トンか三十万トンになるかという年次計画をされて、これに必要な所要資金はこれだけ、そして輸出に対してはこうするという国の助成方策をしておきながら、そのできたものが逆に他の方向に流れるということになる、これは国として非常なことになつて来ますから、だから大體政府がそれを指定し、特に資金その他によつて今後生産の合理化をはかつて、コスト引下げについて政府の保護助成を得る、また輸出その他において保護助成を得るところの製造メーカーは、化成肥料の製造は禁止するというところまで行きますか。そう行かぬとこの筋が通らぬことになつて来ます。これが通らぬことになつて来ます。が、これに対してどういう対策を講じておりますか。硫安に公定をきめて他のものを野放しにしてあるのですから、ここでえらいでこぼこが起つて参ります。これをどう一体押えて行こうとするか。これはまた農林省として非常な頭痛の種になる問題でありますし、われわれ肥料政策を扱うものとしても、そういう横道へ肥料が流れるというところになると、たいへんな問題になつて来まして、せつかくあなた方に協力して国の肥料政策を立てようとしても、結局うまいしるだけ吸われて、残るのは骨と皮ということでは何にもならぬ

のであります。が、そこは大臣よく慎重に御検討願つて御答弁いただきたいと思ひますが、いかがでございますか。

○保利国務大臣 ごもつともでございます。その点につきましてはごもつとも懸念もございしますから、農林当局と通産当局との指導方につきまして打合せをし、そういう打合せの上で適當な措置をとつて行きます。

○井上委員 本日はこの程度をもつて散会いたします。

午後五時四分散会

昭和二十八年八月八日印刷

昭和二十八年八月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局